

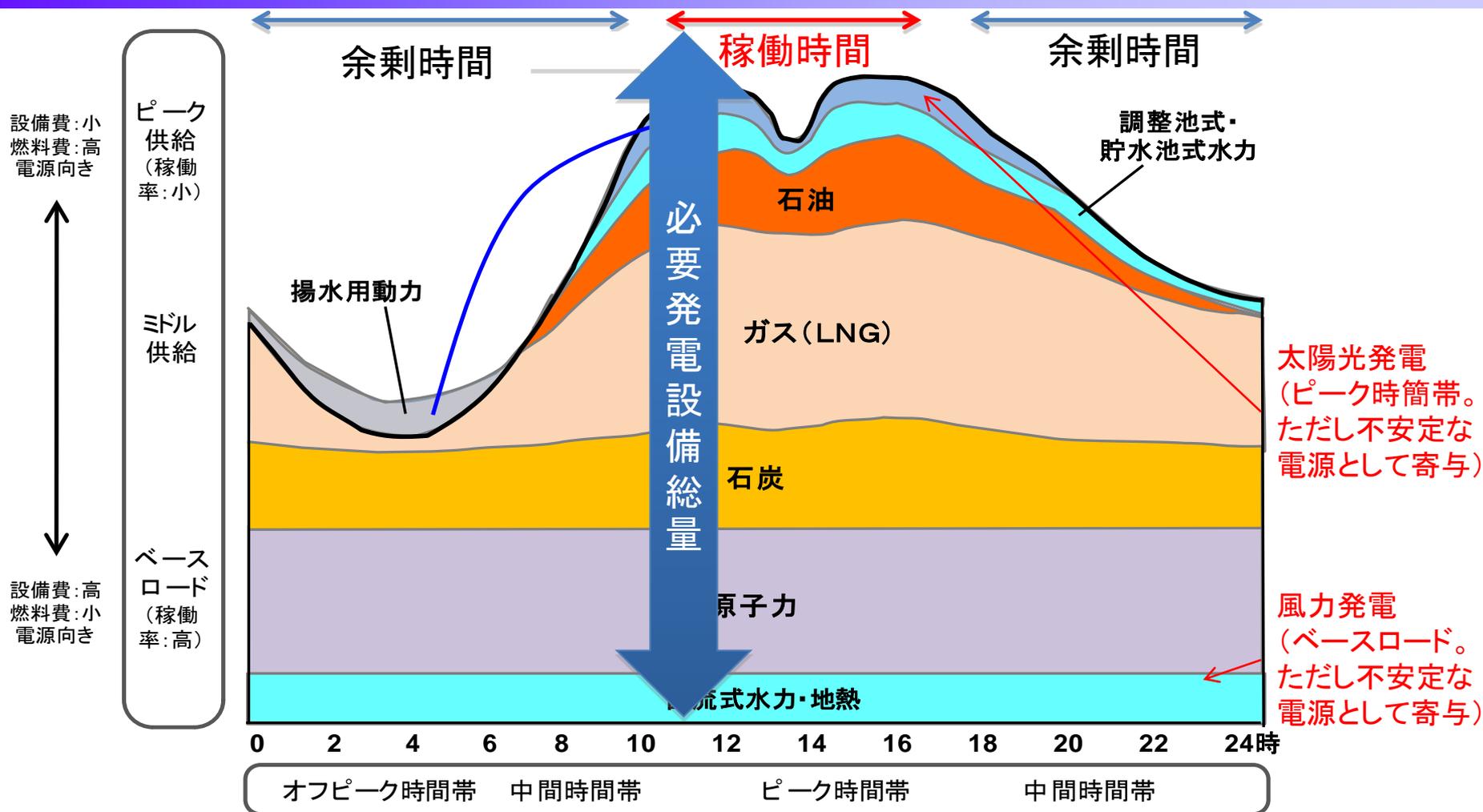
# いま何を議論すべきなのか —エネルギー政策の新たな方向性—

21世紀政策研究所  
国際環境経済研究所

澤 昭裕  
竹内 純子



# 電源のベストミックス



それぞれの電源にはコスト構造に特徴がある(設備費が高いが、燃料費が安い。その逆など)。発電コスト全体が最も安価になるように(安定供給、環境性などを踏まえながら)、各電源の設備導入、そして運転パターンを決定している。

ファイナンス確実

# 問題の構図

(エネルギー安全保障・温暖化対策上必須)

(安定供給)

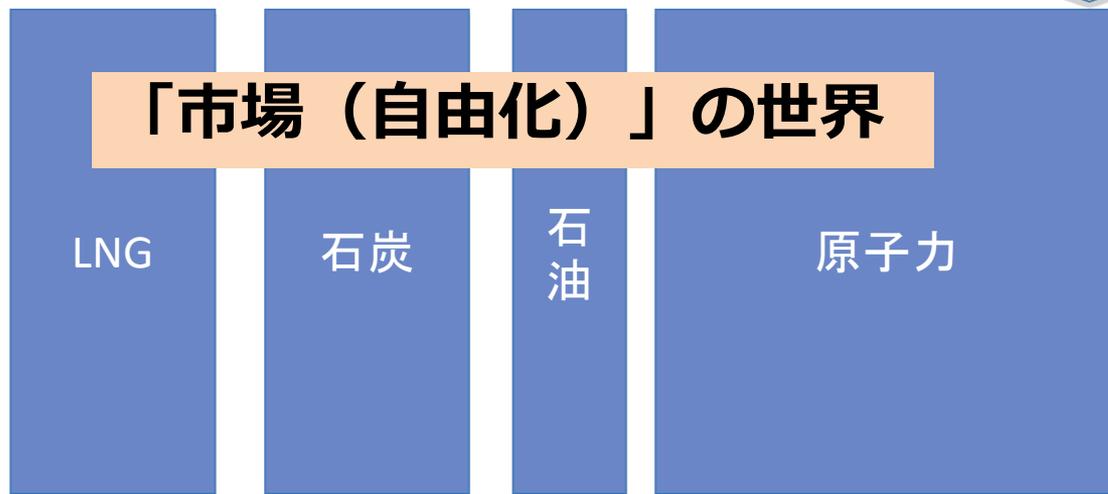


自由化によって同制度廃止

原子力はどちら? 「特別性」の有無

ファイナンス不確実

(不安定供給)



# 原子力維持の必要条件

## ① 政治（国・自治体）の意思

= 「原子力は日本の国力・国益・地域振興にとって

**“特別に”必要**」との共通認識

→すべての原子力関連制度設計に影響

●官民一体の推進体制の再構築

## ② 確実なファイナンス

=長期・安定的な資金の確保が可能か（vs 自由化）

●リスク・費用の官民分担を制度化

## ③ 技術の新陳代謝

=イノベーションを継続的・積極的に導入する技術現場

●規制機関による規制活動のあり方の変更炉

●事業規制と安全規制の峻別 —— 炉規制法大改正

# 原子力の信頼回復に向けて

## ① **ハードウェアにとどまらない安全確保**

### —組織力と人材力の訓練

(「原子力発電事故時の組織力とは」IEEIブログ

<http://ieei.or.jp/2013/01/sawa-akihiro-blog130108/>参照)

## ② **コミュニティ・技術の「巨大さ」を自己認識 したうえで発揮される自浄能力と自制心**

### —問われるのは「制御可能性」

## ③ **国の安全基準は最低基準との認識**

### —事業者間安全競争＋事業者相互厳格評価

(アメとムチの最適組合わせ制度が必要)

# 原子力問題の総括的解決策の要素

## ① リプレース・新設への決意

— 民間資金の呼び込み（リスクの官民分担）

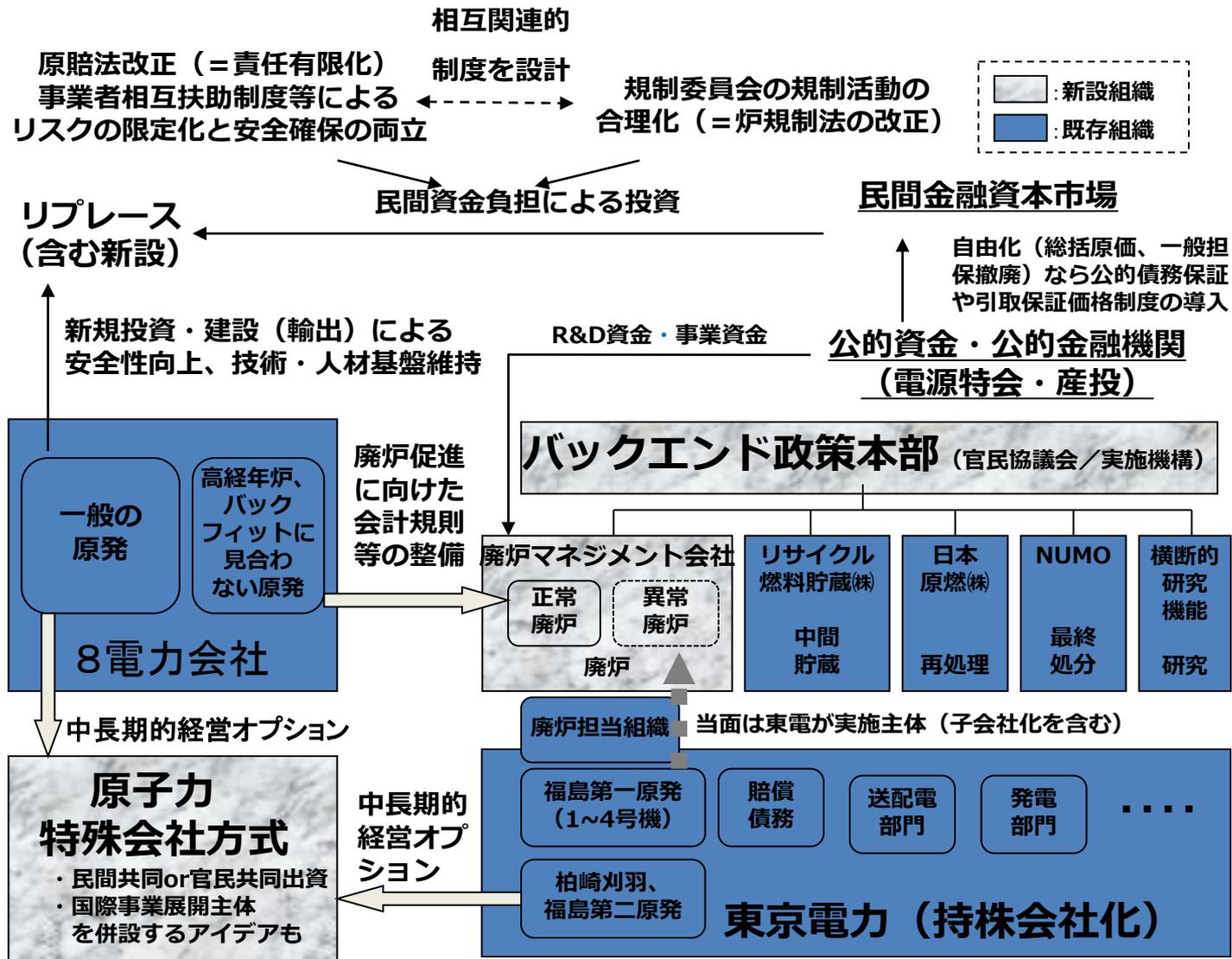
## ② バックエンドの総合的解決

— 廃炉・中間貯蔵・再処理・最終処分  
への統合的取組み

## ③ 炉規制法等改正による規制活動の合理化

— 方法論（事業者間安全競争のビルトイン）  
— 行政体制論（チェック&バランス）

# 原子力課題総合解決フレーム（原子力事業環境整備法案）

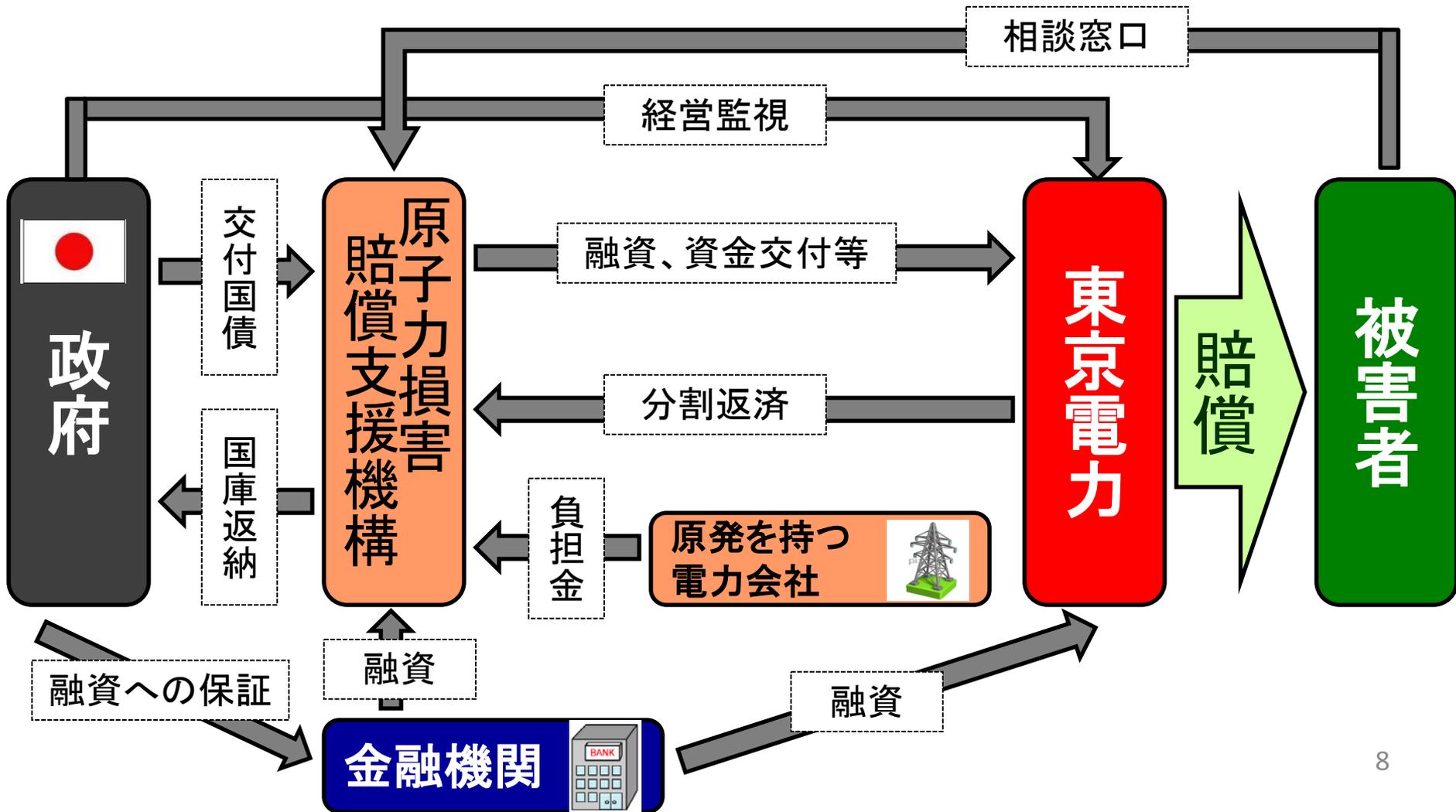


（出所）筆者作成

# 福島原発賠償スキーム

● 今回の賠償スキームの問題点は、次の3点。しかし、現行原賠法には則っている。

- ① 被害者から見て、政府は最も遠い
- ② 国策推進・安全確認を行ってきた責任を持つ政府が逃げ腰
- ③ (原発を抱える) 電力会社全体の信用力低下 - 政府の裏書実行能力の欠如



# 支援機構法のメリット・デメリット

## メリット

- ・被災者のパニック抑止
- ・東京電力は電気事業の継続と賠償、廃炉等事故対応を行うための金融的基盤を確保
- ・他電力会社の資金調達への好影響

## デメリット

- ・東京電力の現場力低下
- ・電力自由化との不整合
- ・国民負担の極小化を成し得ていない
- ・原子力損害賠償制度としての汎用性の無さ
- ・他事業者が負担する一般負担金の根拠
- ・不法行為制度による金銭賠償の限界  
(地域コミュニティの再建は金銭賠償では成し得ない)

支援機構法附則6条は、早期に国と事業者の負担のあり方を見直すことを定めている  
(附則第6条第1項)

(略) 原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

# 原賠法の問題点と改正に向けた視座

## (1) 事業リスクの限定と分担の在り方

### ①原子力損害の定義が不明確

\* これまで不法行為損害賠償でほとんど取り上げられることのなかった損害項目（風評被害等）が審査会の指針においては相当因果関係の範囲内にあるとされている。

### ②賠償措置額引き上げの必要性

### ③事業者が無限責任を負うことの問題点

\* 本来間接有限責任を負うとされる株式会社であり、電気事業法によって電力の安定供給義務を担う一般電気事業者が無限責任を負うことにより多くの問題点が生じている

### ④事業者の有責性を巡る判断の混乱

\* 原子力事故直後の極度の混乱の中で一定の判断を迫られる事態になる。

### ⑤事業者への責任集中に関する問題点

### ⑥時効に関する検討の必要

\* 現行原賠法は特段の規定なく、民法724条により3年で損害賠償請求権消滅

## (2) 大規模原子力災害への対応の在り方

## (3) 原子力事業関連法体系の在り方

①原子力損害の概念に純粹経済損失（風評被害）、環境損害（除染）も含めるべきかについては、今後の不法行為理論に与える影響もかんがみ、慎重に議論をすべき

②民間保険額の引上げには限度（現在と同程度の条件であれば2000億程度が限界とも言われる）

\* 事業者間相互扶助制度（米国PA法をモデルに）  
\* 原子力災害ボンド組成の可能性の検討

③事業者が無限責任を負うことは、原賠法の法目的と不整合である他、他の事業者の資金調達にも悪影響。しかし有限責任制を採るのであれば以下の検討が必要。

- i) 被害者の財産権侵害との抵触
- ii) 事業者の安全に対するモラル・ハザード
- iii) 賠償金の配分計画
- iv) 事業再生について
- v) 原子力事業に対する外国資本進出抑制効果

④免責要件の厳格化 / 免責条項撤廃

⑤国家賠償法適用の検討

なおメーカー（サプライヤー）に情報提供義務等課すことも検討の価値あり

⑥時効に関する条文の設定

（事故の規模に応じて判断できるスキームの確立）

# 原賠法の問題点と改正に向けた視座

## (1) 事業リスクの限定と分担の在り方

- ①原子力損害の定義が不明確
- ②賠償措置額引き上げの必要性
- ③事業者が無限責任を負うことの問題点
- ④事業者の有責性を巡る判断の混乱
- ⑤事業者への責任集中に関する問題点
- ⑥時効に関する検討の必要

## (2) 大規模原子力災害への対応の在り方

大規模原子力災害は、家庭、職場、地域コミュニティといった「場」を破壊してしまうという、これまでに例のない被害をもたらす。

## (3) 原子力事業関連法体系の在り方

- ①東電福島原発事故においては、いまだ事業者である東京電力が国の安全規制に違反していたとの事実は確認されていない（原子炉等規制法の遵守と原賠法上の有責性の判断にリンクが無い）
- ②原子力損害に関する国際条約加盟の検討

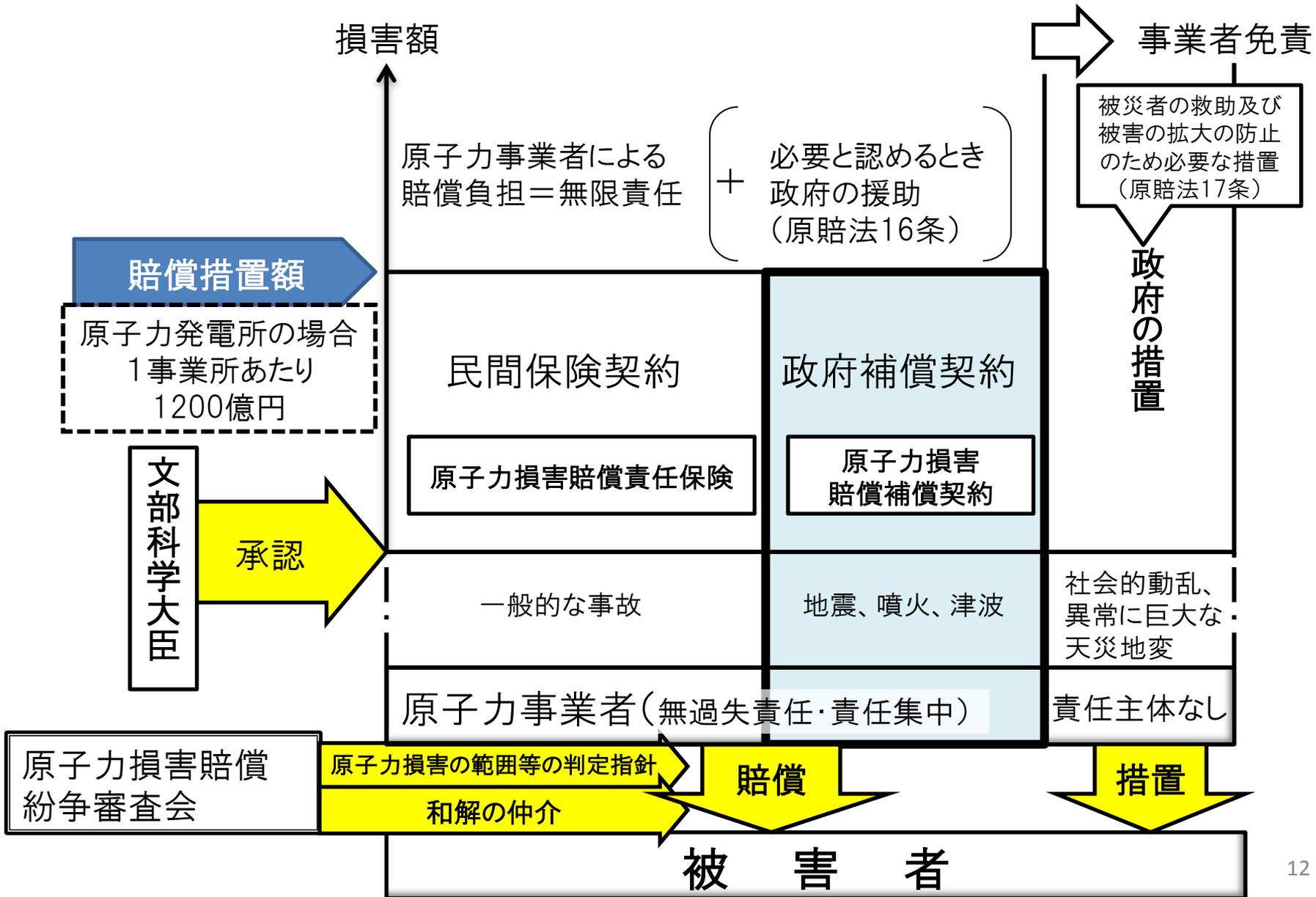
## (2) 大規模原子力災害

被害者の個人的な権利利益の侵害救済とは別に、これと併存して、行政救済によるコミュニティ再生を図る必要がある。公害健康被害救済法、土地収用法による集落移転（ダム建設）などを参考に検討を深める必要。

## (3)

- ①安全規制、防災制度、地域再建支援制度、原子力国際協力等諸制度との相互補完的な役割や協調を確保した、総合的な原子力利用のリスクマネジメント施策の全体像を描く必要性。限られたリソースの中で、どの救済を優先し、どうやって損害拡大を防止し、どう地域を再生させるか、いかに迅速に現実に即した形で進めるかなど、事業環境関連制度全体の見直しが必要。
- ②CSC加盟にあたっては
  - ・基金拠出金の負担金主体。負担方法の明確化
  - ・少額賠償措置しか持たない施設の扱い
  - ・裁判管轄権の問題

# 現行原子力損害賠償制度の概要



# 新たな原子力損害賠償制度の提案

## 原子力災害補償・地域再建法

- ・ 救済基金方式の検討：国の補償の上限額は国会で審議
- ・ 発動の可否は、事故由来放射性物質の量や汚染の地域的広がりから判定
- ・ 除染の国費負担を含む

## 原子力事業者間事故時相互扶助制度

- ・ 上限額2～4兆円
- ・ 事故が発生した際に、各社に損害賠償額を割当てて徴収

### 原子力損害賠償責任保険（民間）

- ・ 一般的な事故の場合
- ・ 損害措置額1200億円

### 原子力損害賠償補償契約（政府）

- ・ 地震など正常運転の場合
- ・ 損害措置額1200億円

コミュニティ再生  
政策措置

原子力事業者

被害者